

令和2年6月市議会定例会

市民生活部

議案説明資料

目 次

【予算案件】

- | | | |
|---|---------------------------|-----|
| 1 | 令和2年6月市民生活部補正予算（案）総括表 | 1 頁 |
| 2 | コミュニティ助成事業補助金について | 2 頁 |
| 3 | 新型コロナウイルス感染症対策について | 3 頁 |
| 4 | 3 x 3 バスケットボールコート整備事業について | 4 頁 |

【条例案件】

- | | | |
|---|------------------------|-----|
| 5 | 富山市手数料条例の一部を改正する条例制定の件 | 5 頁 |
|---|------------------------|-----|

1 令和2年6月 市民生活部補正予算(案) 総括表

【一般会計】

(単位：千円)

区分 予算科目(款・項)	補正前の額	今回補正額	補正後の額	備考
市民生活部合計	47,008,897	68,500	47,077,397	
(款2)総務費	46,495,173	63,500	46,558,673	
(項1)総務管理費	45,455,406	63,500	45,518,906	自治組織関係費 (自治組織関係補助金等) 22,000 体育施設整備事業費 (体育施設整備事業) 41,500
(項4)戸籍住民基本台帳費	1,039,767		1,039,767	
(款3)民生費	513,724	5,000	518,724	
(項4)市民生活費	379,529	5,000	384,529	市民生活一般管理費 (新型コロナウイルス感染症対策事業) 5,000
(項5)青少年女性費	134,195		134,195	

【自治組織関係費】

2 コミュニティ助成事業補助金について

[市民生活相談課]

(1) 補正額 22,000千円

財源内訳 諸収入 22,000千円
(コミュニティ助成事業費補助金)

(2) 事業目的

一般財団法人自治総合センターのコミュニティ助成事業について、令和2年度の助成決定に基づき、補助金を交付するもの。

(3) 事業内容

- ア. 一般コミュニティ助成事業補助金 8,700千円
- ・ 太郎丸獅子舞保存会 (獅子舞用備品整備) 2,200千円
 - ・ 奥田北校下自治振興会 (公民館活動備品整備) 2,500千円
 - ・ 新庄北部3町内連合会 (神輿用備品整備) 1,700千円
 - ・ 婦中町添島町内会 (獅子舞用備品整備) 2,300千円
- イ. コミュニティセンター助成事業補助金 13,300千円
- ・ 伊勢屋町内会 (コミュニティセンター建設) 13,300千円

【市民生活一般管理費】

3 新型コロナウイルス感染症対策について

[市民生活相談課]

(1) 補正額 5,000千円

〔 財源内訳 国庫支出金 5,000千円
(新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金) 〕

(2) 事業目的

本庁舎及び出先機関等における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、必要な対策を講じるもの。

(3) 事業内容

- ア. 飛沫感染防止パーテーションの設置 (205枚) 2,700千円
市民生活部各所属、各地区センターなど
- イ. アルコール消毒液の設置 (157か所) 2,160千円
市民生活部各所属、市内体育施設など
- ウ. 使い切り手袋の購入 (200箱) 140千円
市民課、とやま市民交流館、各地区センターなど

【体育施設整備事業費】

4 3x3バスケットボールコート整備事業について

[スポーツ健康課]

(1) 補正額 41,500千円

財源内訳	国庫支出金	19,750千円
	寄附金	2,000千円
	市債	17,100千円
	一般財源	2,650千円

(2) 事業目的

路面電車の南北接続を契機とした富山駅北地区における交流人口の増加に向けた取り組みの一環として、市総合体育館に隣接する市有地に3x3バスケットボールコートを整備し、スポーツによる賑わいの創出を図るもの。

(3) 事業内容

ア. コート整備費

- ・屋外での3x3バスケットボールコート整備に係る工事費
工事請負費：40,000千円

イ. 竣工及びオープニングイベント事業費

- ・竣工式及びオープニングイベントの開催費用
委託料：1,500千円

【条例案件】

5 富山市手数料条例の一部を改正する条例制定の件

[市民課]

(1) 趣旨

個人番号に係る通知カードが廃止されたことに伴い、富山市手数料条例の一部を改正するもの。

(2) 内容

通知カードの再交付に関する事務の手数料（1枚につき500円）を廃止する。

(3) 施行期日

公布の日

(4) 通知カードの廃止について

令和元年5月に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（通称：マイナンバー法）」が一部改正された。

この一部改正において、通知カードからマイナンバーカードへの移行を促進するため、通知カードを廃止するとされたもの。（令和2年5月25日施行）